

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の
規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で
設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令に基づく
事業者設定基準届出書

関流発 第 63 号
平成 28 年 10 月 31 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩 根 茂 樹

別表に掲げる電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令の規定により別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別表)

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者 が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令	
第8条第3項	第8条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した 基準
第9条第2項	第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設 定した基準 第9条第1項第5号に規定する基準に代わるものとして設 定した基準
第11条第2項	送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準
第12条第2項	第12条第1項に規定する値に代わるものとして設定した 値
第16条第2項	託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算 収益の送配電関連固定費、送配電関連可変費及び需要家費 への配分基準
第25条第3項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設 定した基準

(別紙)

第8条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第8条第3項関係]

1. 設定した基準

		活動帰属基準	配賦基準
電気事業報酬	運転資本(営業資本)	各部門営業資本比	—

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準を設定することとした。

第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第9条第2項関係]

1. 設定した基準

	活動帰属基準	配賦基準
固定資産税	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—
減価償却費	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—
固定資産除却費	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

変電費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準を設定することとした。

(別紙)

第9条第1項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第9条第2項関係]

1. 設定した基準

		活動帰属基準	配賦基準
電気事業報酬	特定固定資産	業務用建物床面積比	—
	建設中の資産	業務用建物床面積比	—
	運転資本(営業資本)	—	直課された人員数比

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準

[第11条第2項関係]

	配 分 基 準
給料手当 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理する。
給料手当振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理する。
雑給 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理する。
消耗品費 (環境対策費を除く。)	総アンシラリーサービス費は、送配電関連固定費に整理する。 総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、低圧配電費、高圧配電費及び給電費は、送配電関連固定費と送配電関連可変費の割合が一对一となるように整理する。
修繕費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理する。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
事業者間精算費	送配電関連可変費に整理する。
委託費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理する。
養成費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理する。
諸費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理する。
地帯間購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
地帯間購入送電費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
他社購入送電費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
建設分担関連費振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に整理する。
地帯間販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
地帯間販売送電料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
他社販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。

(別紙)

第12条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
[第12条第2項関係]

1. 設定した値

第13条第2項第7号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分については、第12条第2項の規定により、同条第6項第1号の割合を同条第1項第6号に定める値によらず、設備の差異・費用の発生の原因等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線・地中引込線・計器に係る費用及び屋内配線の点検委託に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、三需要種別に直接整理するものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家設備関連費用の配分にあたり、設備の差異・費用の発生の原因等を反映した値とすることとした。

(別紙)

託送収益（電源線に係る収益を除く。）及び事業者間精算収益の
送配電関連固定費，送配電関連可変費及び需要家費への配分基準
[第16条第2項関係]

	配 分 基 準
託送収益（電源線に係る収益を除く。）	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
事業者間精算収益	送配電関連可変費に整理する。

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第25条第3項関係]

基準託送供給料金は送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した以下の基準により設定する。

1. 料金の種類

送配電関連設備の利用形態，使用期間に応じた原価差を考慮して，接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金は標準接続送電サービス，昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を踏まえた時間帯別接続送電サービス，自己等への電気の供給において，ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量接続送電サービスおよび低圧で供給し電灯または小型機器を使用する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた電灯定額接続送電サービスを設定する。また，臨時接続送電サービス料金は臨時接続送電サービス，低圧で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた臨時定額接続送電サービスを設定する。また，高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときは，昼間時間と夜間時間の固定費負担格差を考慮し，昼間時間最大電力を上回る部分に応じた割引額を算定し，基本料金及び電力量料金の合計から差し引くこととする。

2. 料金制

基準託送供給料金は基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制，従量料金制および定額制により設定する。

3. 近接性評価

潮流状況改善効果を評価できる地域を，市町村ごとに，当該市町村における発電電力量，需要電力量および流通設備の実態等を踏まえて設定し，発電設備が，当該潮流状況改善効果を評価できる地域に立地する場合は，当社が当該発電設備から受電した電力量（契約者が，当該発電設備を維持し，および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合〔再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき，契約者が指定した当該発電設備に係る電気を調達する場合を除く。〕の当該電気を除く。）と近接性評価割引単価を基礎に割引額を算定し，接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計から差し引くこととする。また，近接性評価割引単価は，基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ，受電電圧ごとに設定する。

なお，平成28年3月31日以前に割引対象とされてきた地域において，現に割引の適用を受けている電源についても，暫定的に，引き続き割引くこととし，基幹系統に接続する電源の割引単価を適用する。